

第2期江別市成年後見制度利用促進基本計画

第2期江別市成年後見制度利用促進基本計画

成年後見制度とは…

認知症、知的障がい、精神障がいなどにより、判断能力が十分ではない人は、預貯金や不動産など財産の管理、日常生活に必要な介護サービスなどの利用の手続きや施設への入所に関する契約などを、自分で行うことが難しい場合があります。また、適切な判断ができずに、不利益な契約を結んでしまうなど、悪徳商法の被害にあうことも懸念されます。

成年後見制度とは、意思決定に支援を必要とする人に代わって、成年後見人等が本人の意思を尊重し、心身の状態や生活状況に配慮しながら、財産管理やくらしの手続き、契約行為などを行うことにより、本人を守り支援する制度です。

成年後見制度には、任意後見制度と法定後見制度の2つがあります

■ 任意後見制度

本人に十分な判断能力があるうちに、判断能力の低下に備え、あらかじめ本人が選んだ代理人（任意後見人）と、本人の代わりにやってもらいたいことを契約しておく制度です。任意後見契約は、公証人が作成する公正証書によって締結します。本人の判断能力が低下した際に、本人や家族等の申立てにより、家庭裁判所が任意後見監督人を選任すると契約の効力が生じます。

■ 法定後見制度

本人の判断能力が不十分と認められた場合に、家庭裁判所が成年後見人等を選任する制度です。本人の判断能力に応じて、「後見」「保佐」「補助」の3つの類型に分かれます。成年後見人等は、家族や親族、弁護士・司法書士・行政書士・社会福祉士などの資格を持つ人のほか、親族ではない地域の法人（社会福祉協議会など）や市民後見人*が選任される場合があります、同時に複数人が選任される場合もあります。

※市民後見人とは…

地域に貢献したい市民で、江別市成年後見支援センター（P62）が実施する養成講座を修了し、成年後見制度に関する必要な知識・技術などを身につけた人です。養成講座修了後、成年後見支援センターの市民後見人候補者名簿に登録され、家庭裁判所から選任されることにより、市民後見人として活動をスタートします。

市民後見人は、本人の権利を守り、地域で生活するための身近なサポート役として注目されており、身寄りのない高齢者の増加などを背景に、今後、市民後見人のニーズは一層高まると考えられます。

例えば、こんな困りごと…

お金の管理ができない

年金が入るとすぐ使ってしまう、家賃や公共料金が払えない…

悪い人にだまされている？

高価なものをよくわからないまま買わされてしまう…



子どもの将来が不安

私がいなくなったら、障がいのある子どもの面倒を見てくれる人がいない…

さまざまな手続きがわからない

市役所などからさまざまな書類が届いたけど、内容がわからず放置している…

江別市の現状

少子高齢化が進行し、ひとりぐらしの高齢者の増加、家族や地域とのつながりの希薄化など、地域の中で支援が必要な人が増えていることに伴い、自ら相談やＳＯＳを発することができない人も増えています。

認知症や知的障がいなどにより、判断能力が十分ではないために、日常生活や財産管理に支障が生じている人の権利を守る「権利擁護支援」を地域の中で行っていくことが重要です。

本市の認知症高齢者や療育手帳・精神保健福祉手帳所持者は、いずれも増加傾向にあり、権利擁護支援の重要な手段である成年後見制度のニーズは一層高まると考えられます。

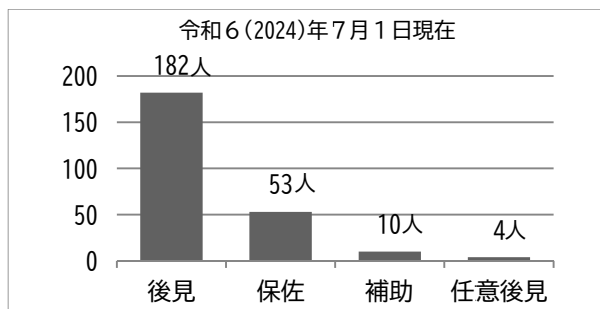
■ 地域で支援が必要な人の状況

地域で支援が必要な人	平成 31(2019)年度	令和 6(2024)年度	比 較
認知症高齢者（日常生活自立度Ⅱ以上※）	3,887 人	4,168 人	+281 人
療育手帳・精神保健福祉手帳所持者	2,105 人	2,763 人	+658 人

※介護保険要介護認定の審査判定指標で、認知症により日常生活に何らかの介護・支援を必要とする状態。

【介護保険課・障がい福祉課（各年 4 月 1 日現在）】

■ 成年後見制度利用者数の状況



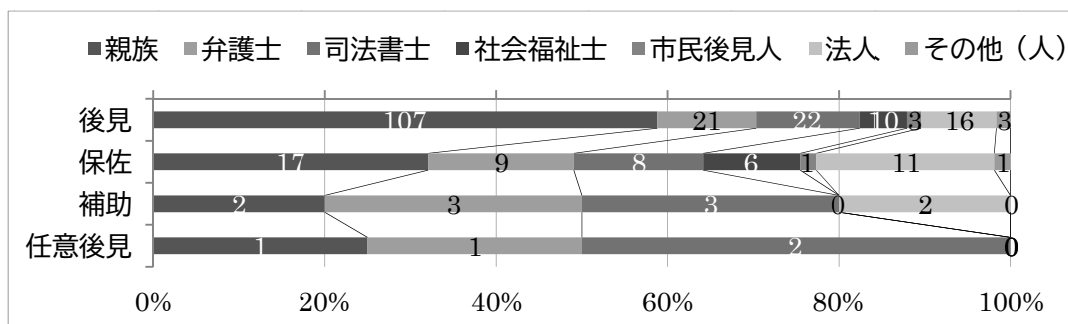
【札幌家庭裁判所提供資料「成年後見制度利用者数等一覧表」】



■ 成年後見人等の割合

本市の成年後見制度利用者と成年後見人等の関係について、後見人では親族が半数以上を占めており、保佐人・補助人では親族以外の資格を持つ人の割合が高い状況です。

今後、増加が見込まれる成年後見制度へのニーズに対応するためには、親族や資格を持つ人だけではなく、地域の身近な担い手として、市民後見人の活躍が期待されます。

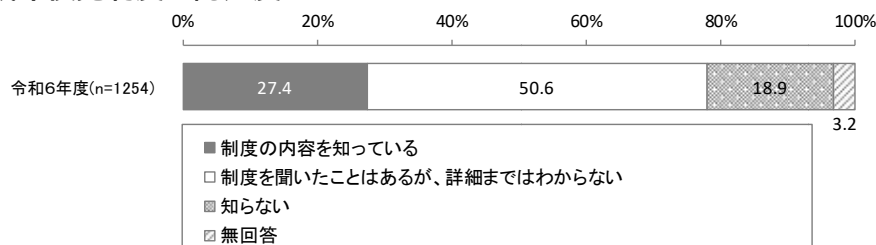


【札幌家庭裁判所提供資料「成年後見制度利用者数等一覧表」（令和 6(2024)年 7 月 1 日現在）】

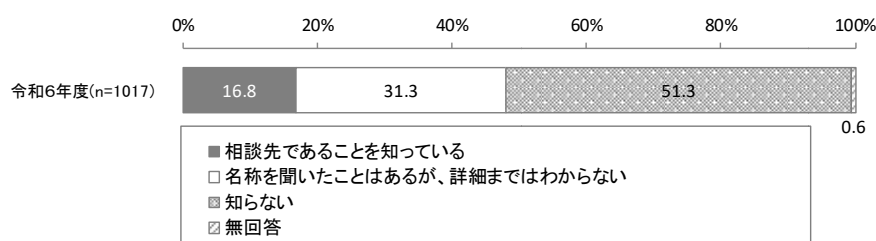
■ 第5期江別市地域福祉計画策定に係るアンケート調査結果

「本人の権利を守る制度が必要」という回答が約8割となっている一方で、成年後見制度を「知らない」あるいは「制度を聞いたことはあるが、詳細まではわからない」という回答は約7割、成年後見支援センターを「知らない」あるいは「名称を聞いたことはあるが、詳細まではわからない」という回答は約8割となっており、成年後見制度の詳細や仕組み、成年後見制度を含む権利擁護支援の相談先が十分に知られていないのが現状です。

・成年後見制度の認知度



・成年後見支援センターの認知度



これまでの取組 ～中核機関の設置～

本市では、支援の必要な人が地域で安心してくらししていけるよう、平成29年11月に成年後見制度を含む権利擁護支援に関する相談などを行う「江別市成年後見支援センター」の運営を、江別市社会福祉協議会に委託し、開設しました。

その後、令和3年8月に「第1期江別市成年後見制度利用促進基本計画」の策定を経て、令和4年3月、江別市成年後見支援センターを成年後見制度の具体的取組の中心的役割を担う機関（中核機関）に位置づけました。

江別市成年後見支援センターは、こんな活動をしています！

- ・ 権利擁護支援の総合相談 …毎年130件以上の新規相談を受付
- ・ 成年後見制度利用の手続支援 …難しい書類の書き方などをお手伝い
- ・ 成年後見制度の普及啓発 …毎年講演会には100名以上の市民が参加
- ・ 市民後見人の養成 …これまで57名の市民が受講



めざす「まち」の姿

基本理念

すべての人の尊厳と意思が尊重され
住み慣れた地域で安心して いきいきと暮らせるまち

本市では、認知症の症状や障がいの有無に関わらず、世代や分野を超えてだれもが安心して地域社会に参加し、自分らしくくらし続けることができるよう、成年後見制度を含む権利擁護支援の充実をめざします。（地域共生社会の実現）

主な取組：中核機関（江別市成年後見支援センター）の充実

■ 権利擁護支援の中核となる地域連携ネットワークの推進

- ・ 権利擁護支援が必要な人を早期に発見し、支援につなげていくために、身近な家族や地域の人に成年後見人等が加わり、本人を中心とするチームとなって支援していきます（権利擁護支援チーム）。
- ・ 中核機関は、権利擁護支援チームへの理解を広め、関係機関や専門職団体などで構成される「江別市成年後見制度地域連携ネットワーク推進協議会」を活用して、ネットワークの中核となり権利擁護支援チームをバックアップしていきます。
- ・ 江別市社会福祉協議会では、権利擁護支援が必要な人のために、「日常生活自立支援事業」を実施し、福祉サービスの利用に関する相談や助言、日常的な金銭管理を支援していることから、本人の状況に応じて「日常生活自立支援事業」から成年後見制度への円滑な移行を推進します。

【権利擁護支援の地域連携ネットワーク】 イメージ図



■ 広報機能、利用促進機能の充実

- ・成年後見制度を正しく理解し、だれもが安心して利用できるよう、制度の仕組みや手続きの流れ、身近な相談先である成年後見支援センターなどについて、パンフレットやホームページを活用するほか、市民向け講演会や出前講座などにより、地域に広く周知します。
- ・権利擁護支援が必要な人を早期に発見し、支援するとともに、成年後見制度を含む権利擁護支援の利用を促進します。

■ 相談機能の充実

- ・成年後見制度を含む権利擁護支援の総合相談体制の充実を図り、法定後見や任意後見などの相談を支援につなげます。
- ・判断能力が十分ではない人が、自分の意思で生活を送り、安心して地域社会に参加できるよう支援します（意思決定支援）。
- ・財産管理だけではなく、本人の状況に配慮した自分らしい生活を送れるよう、地域包括支援センターや障がい者支援センター※¹¹など地域の相談支援機関との連携を強化します（身上保護）。
- ・地域の相談支援機関が地域連携ネットワークを活用し、本人や家族の支援を検討する場に法律や福祉の専門職を派遣するなど、より適切に対応できるよう支援します。

■ 成年後見人支援機能、チーム支援の推進

- ・意思決定支援や身上保護など権利擁護支援を重視し、本人の状況に応じた成年後見人等のマッチングを行います（受任調整）。
- ・親族後見人をはじめとした成年後見人等が、孤立することなく安心して後見活動を行うことができるよう、地域連携ネットワークを活用したチーム支援体制を整えます。
- ・本人に身近な親族、福祉・医療・地域の関係者と成年後見人等が連携して本人を見守る体制を構築することにより、本人を中心とした継続的なチーム支援につなげていきます。
- ・親族後見人等が、知識や経験不足により不適切な事務を意図せず行うことがないよう、家庭裁判所と連携しサポートします。

■ 市民後見人の育成・活躍支援

- ・市民後見人の役割を広く地域に知ってもらうため、ホームページや出前講座などを通して継続的な周知を図ります。
- ・市民後見人が必要な知識やスキルの向上、権利擁護支援の理解を深めることができるようフォローアップ研修を実施します。
- ・中核機関は、日常的に後見活動をバックアップし、市民後見人が活躍できる機会を増やします。

■ 成年後見制度利用支援事業の適正・円滑な推進

- ・成年後見制度による支援が必要な場合であっても、本人に身寄りがないなど、制度の申立てをすることが難しい場合に、市長が家庭裁判所に対して後見等開始の審判の申立てを行い、成年後見支援センターや家庭裁判所等と連携し、適切・迅速な制度利用につなげます。
- ・経済的な事情により、申立費用や成年後見人等の報酬を負担することが難しい場合は、市がその費用の一部を助成することにより、制度の利用を促進します。